

第百六十二回国会 衆議院 文部科学委員会 議 録 第三号

平成十七年三月四日(金曜日)

午後零時十二分開議

出席委員

委員長 齊藤 鉄夫君

理事 伊藤信太郎君 理事 稲葉 大和君

理事 中野 清君 理事 保坂 武君

理事 奥村 展三君 理事 川内 博史君

理事 牧 義夫君 理事 河合 正智君

江崎 鐵磨君 小淵 優子君

加藤 勝信君 加藤 紘一君

岸田 文雄君 近藤 基彦君

佐藤 錬君 下村 博文君

鈴木 俊一君 鈴木 恒夫君

西村 明宏君 葉梨 康弘君

馳 浩君 古屋 圭司君

保利 耕輔君 山際大志郎君

加藤 尚彦君 城井 崇君

古賀 一成君 武山百合子君

達増 拓也君 肥田美代子君

古本伸一郎君 松本 謙公君

松本 大輔君 笠 浩史君

池坊 保子君 石井 郁子君

横光 克彦君

文部科学大臣 中山 成彬君

文部科学大臣政務官 下村 博文君

文部科学委員会専門員 井上 茂男君

委員の異動

三月四日

辞任

青木 愛君

高井 美穂君

同日

辞任

補欠選任

松本 謙公君

古本伸一郎君

補欠選任

古本伸一郎君 高井 美穂君
松本 謙公君 青木 愛君

三月四日

義務教育施設の整備促進等に関する陳情書(横

浜市中区山下町七五守屋大光(第三二二号)

教育・文化の振興に関する陳情書(東京都千代

田区一番町二五中川圭一外一名)(第三三三

二月二十五日)

義務教育に対する国の責任を明確にし、今後も

義務教育に必要な財源措置を国が確実に行うよ

う求める意見書(山形県東根市議会)(第四一七

五号)

義務教育費国庫負担制度の堅持を求める意見書

(富山県上市町議会)(第四一七六号)

「義務教育費国庫負担制度」の堅持を求める意

見書(長野県八坂村議会)(第四一七七号)

義務教育費国庫負担制度の堅持を求める意見書

(奈良県王寺町議会)(第四一七八号)

教育基本法の改正を求める意見書(北海道浦臼

町議会)(第四一七九号)

教育基本法「改正」ではなく、教育基本法に基

づく施策を進めることを求める意見書(北海道

湧別町議会)(第四一八〇号)

教育基本法の改正を求める意見書(北海道阿寒

町議会)(第四一八一号)

教育基本法を堅持し教育の充実を求める意見書

(北海道標津町議会)(第四一八二号)

教育基本法の見直し・改正を拙速におこなわな

いことを求める意見書(秋田県阿仁町議会)(第

四一八三号)

教育基本法を学校や社会に生かす施策を進める

ことを求める意見書(秋田県阿仁町議会)(第四

一八四号)

教育基本法を学校や社会に生かす施策を進める

ことを求める意見書(秋田県金浦町議会)(第四

一八五号)

教育基本法の見直し・改正を拙速におこなわな

いことを求める意見書(秋田県金浦町議会)(第

四一八六号)

教育基本法の改正を求める意見書(茨城県北茨

城市議会)(第四一八七号)

教育基本法の見直し・改正を拙速に行わないこ

とを求める意見書(埼玉県滑川町議会)(第四一

八八号)

教育基本法の改正について徹底論議を求める意

見書(千葉県茂原市議会)(第四一八九号)

教育基本法の早期改正を求める意見書(神奈川県

厚木市議会)(第四一九〇号)

教育基本法の早期改正を求める意見書(石川県

加賀市議会)(第四一九一号)

教育基本法の早期改正を求める意見書(石川県

河内村議会)(第四一九二号)

教育基本法の早期改正を求める意見書(石川県

鳥越村議会)(第四一九三号)

教育基本法の早期改正を求める意見書(石川県

白峰村議会)(第四一九四号)

教育基本法の早期改正を求める意見書(石川県

柳田村議会)(第四一九五号)

教育基本法の早期改正を求める意見書(福井県

名田庄村議会)(第四一九六号)

教育基本法の見直し・改正について慎重な検討

を行うことを求める意見書(京都府加茂町議会

(第四一九七号)

教育基本法を堅持することに関する意見書(奈

良県大和高田市議会)(第四一九八号)

教育基本法の改定でなく、その理念の実現を求

める意見書(和歌山県かつらぎ町議会)(第四一

九九号)

教育基本法の早期改正を求める意見書(鳥取県

名和町議会)(第四二〇〇号)

教育基本法の早期改正を求める意見書(鳥取県

中山町議会)(第四二〇一号)

教育基本法の改正を求める意見書(鳥取県日南

町議会)(第四二〇二号)

教育基本法の改正を求める意見書(広島県豊浜

町議会)(第四二〇三号)

教育基本法の改正を求める意見書(広島県高野

町議会)(第四二〇四号)

教育基本法の改正を求める意見書(広島県比和

町議会)(第四二〇五号)

教育基本法の早期改正を求める意見書(愛媛県

津島町議会)(第四二〇六号)

教育基本法にもとづく教育をすすめることを求

める意見書(高知県中土佐町議会)(第四二〇七

号)

教育基本法にもとづく教育をすすめることを求

める意見書(高知県大野見村議会)(第四二〇八

号)

教育基本法にもとづく教育をすすめることを求

める意見書(高知県佐賀町議会)(第四二〇九号)

教育基本法の早期改正を求める意見書(福岡県

柳川市議会)(第四二一〇号)

教育基本法の早期改正を求める意見書(福岡県

立花町議会)(第四二一一号)

教育基本法の早期改正を求める意見書(佐賀県

西有田町議会)(第四二一二号)

教育基本法の早期改正を求める意見書(長崎県

平戸市議会)(第四二一三号)

教育基本法の早期改正を求める意見書(長崎県

長与町議会)(第四二一四号)

教育基本法の早期改正を求める意見書(長崎県

小長井町議会)(第四二一五号)

教育基本法の早期改正を求める意見書(長崎県

対馬市議会)(第四二一六号)

第八条中「及び前二条」を削り、同条を第六
条とする。

(学校給食法の一部改正)

第五条 学校給食法(昭和二十九年法律第六十
号)の一部を次のように改正する。

第七条第二項中「保護者で次の各号のいづれ
かに該当する」を「保護者(以下この項におい
て「保護者」という。)で生活保護法(昭和二十
五年法律第四十四号)第六条第二項に規定す
る要保護者(その児童又は生徒について、同法
第十三条の規定による教育扶助で学校給食費に
関するものが行われている場合の保護者である
者を除く。)である」に改め、同項各号を削る。
(就学困難な児童及び生徒に係る就学奨励につ
いての国の援助に関する法律の一部改正)
第六条 就学困難な児童及び生徒に係る就学奨励
についての国の援助に関する法律(昭和三十
一年法律第四十号)の一部を次のように改正する。
第二条を次のように改める。

(国の補助)

第二条 国は、市(特別区を含む)町村が、そ
の区域内に住所を有する学校教育法(昭和二
十二年法律第二十六号)第二十三条に規定す
る学齢児童又は同法第三十九条第二項に規定
する学齢生徒(以下「児童生徒」という。)の
同法第二十二條第一項に規定する保護者で生
活保護法(昭和二十五年法律第四十四号)
第六条第二項に規定する要保護者であるもの
に対して、児童生徒に係る次に掲げる費用等
(当該児童生徒について、同法第十三条の規
定による教育扶助が行われている場合にあつ
ては、当該教育扶助に係る第一号又は第二号
に掲げるものを除く。)を支給する場合には、
予算の範囲内において、これに要する経費を
補助する。

一 学用品又はその購入費
二 通学に要する交通費
三 修学旅行費

(学校保健法の一部改正)

第七条 学校保健法(昭和三十三年法律第五十六
号)の一部を次のように改正する。

第十八条第一項中「規定により」の下に「同
条第一号に掲げる者に対して」を加える。

(スポーツ振興法の一部改正)

第八条 スポーツ振興法(昭和三十六年法律第百
四十一号)の一部を次のように改正する。
第二十条第一項第三号及び第四号を削る。

附 則

1 この法律は、平成十七年四月一日から施行す
る。
(施行期日)

(経過措置)

2 第一条の規定による改正後の義務教育費国庫
負担法及び第二条の規定による改正後の公立養
護学校整備特別措置法の規定は、平成十七年度
の予算に係る国の負担について適用し、平成十
六年度以前の年度に係る経費につき平成十七年
度に支出される国の負担については、なお従前
の例による。

(公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定
数の標準に関する法律の一部改正)

3 公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定
数の標準に関する法律(昭和三十三年法律第百
十六号)の一部を次のように改正する。

第九条第四号中「保護者」の下に「(同条に
規定する費用等の支給を受けるものに限り。及
びこれに準ずる程度に困窮している者で政令で
定めるもの)」を加える。

(構造改革特別区域法の一部改正)

4 構造改革特別区域法(平成十四年法律第百八
十九号)の一部を次のように改正する。
第十二条第十一項の表高等学校の定時制教育
及び通信教育振興法(昭和二十八年法律第二百
三十八号)の項を削る。
第十三条第四項の表高等学校の定時制教育及
び通信教育振興法の項を削る。

理 由

国及び地方公共団体を通じた財政改革のための
国の補助金等の整理及び合理化等に伴い、平成十
七年度における暫定措置として公立の義務教育諸
学校の教職員の給与等に要する経費の国庫負担額
を減額するほか、経済的理由によつて就学困難な
児童及び生徒について学用品等を給与する場合に
おける国の補助の対象を要保護者に限定する等文
部科学省関係の補助金の整理及び合理化を図る必
要がある。これが、この法律案を提出する理由で
ある。

平成十七年三月十日印刷

平成十七年三月十一日発行

衆議院事務局

印刷者 国立印刷局

F